

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和元年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 会長の選任について（公開） 2 会長職務代理者の指名について（公開） 3 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 ・ 公民館長との懇談会に関する事務の開始（生涯学習課） 審議依頼事項 ・ 野田市プレミアム付商品券事務に係る個人情報の本人以外からの収集について（商工観光課） ・ 個人市県民税賦課事務に係る個人情報の目的外利用について（課税課）
日 時	令和元年5月29日（水）午後1時5分から午後2時25分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）、川野尚武（生涯学習課長）、峯崎 光春（生涯学習課長補佐）、宇田川克巳（自然経済部次長兼商工観光課長）、田中 徳寿（商工観光課長補佐）、龍野 淳（課税課市民税係長） 事務局 佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）
傍 聴 者	1名
議 事	
<p>令和元年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 会長の選任について（公開） 委員の互選により須賀委員を会長に選任した。</p> <p>2 会長職務代理者の指名について（公開） 会長が松本委員を職務代理者に指名した。</p> <p>3 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館長との懇談会に関する事務の開始（生涯学習課） 担当者から概要の説明を受けた。 <p>高橋委員 一つの公民館に対して、自治会の数の多寡があると思うが、どうやってバランスをとるのか。</p> <p>峯崎課長補佐 委員御指摘のとおり、公民館で担当する地区というのは、地区割りか</p>	

決まっております、担当自治会の多寡がどうしても生じます。1度に参加要請させていただく人数を調整することになるかと思えます。

松本委員 事務の目的や事務の概要のところに「自治会、地区社会福祉協議会等」とあるが、「等」とは何か。

川野課長 懇談会の参加者は、自治会と地区社会福祉協議会の2種類の団体の方だけの予定です。「等」は不要です。

小林委員 ほかに参加予定があるのであれば、「等」が入っていてもいいのではないかと。

川野課長 今後、別の団体からの参加があるかもしれませんが、現時点で参加を要請しているのは、その2種類の団体の方だけです。

須賀会長 児童虐待については、一般の方についても、積極的に申出をしてもらうことになっていると思う。役員の方でない方が参加することはないのか。

川野課長 参加要請をするのは役員の方になります。一般の方については、そうした情報を持ったら、すぐに「189」等により申出してもらいたいと考えております。

小林委員 「等」を入れておかないと、緊急で参加してもらいたい方が出席できなくなるのではないかと思うが、その辺りは大丈夫なのか。

高谷主査 登録簿については、個人情報の取扱いについて、市民にとってできるだけ分かりやすく記載したいと考えております。委員からの御指摘を受け、担当課と協議し、可能性があるのであれば記載した方が良いと考えました。しかし、参加者は「誰でも」ではなく、「地域に関係する者」に限って参加してもらうことを表すため、「自治会、地区社会福祉協議会の役員その他の地域に関係する者」ということにさせていただきたいと思えます。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿の「事務の目的」と「事務の概要」を修正して承認してよろしいか。

(異議無し)

審議依頼事項

- ・ 野田市プレミアム付商品券事務に係る個人情報の本人以外からの収集について(商工観光課)
- ・ 個人市県民税賦課事務に係る個人情報の目的外利用について(課税課)
担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 購入対象者は何人か。

田中課長補佐 今年度の課税データはまだ出来ていません。参考に平成30年度の非課税者数は、22,884人でした。三歳未満のお子さんの数は、平成31年1月1日現在のデータで2,851人となっています。

玉真委員 過去に野田市でプレミアム付商品券のようなものを販売したことがあると

のことだが、購入された方の人数を教えてください。

田中課長補佐 平成27年度に対象者を絞らずプレミアム付商品券を販売したことがあります。その際の購入者数までは把握しておりませんが、6万5千セットを販売しました。

小林委員 平成27年度は、対象者を絞っていないということであったが、今回対象者を絞ることにした理由を教えてください。

田中課長補佐 今回については、消費税率の引上げということに対して、全国民にとって影響のあることですが、低所得者や子育て世帯に関してはより影響が大きいのだろうということがございまして、これを緩和する意味と、消費の下支えするという意味から、国が経費を補助し、市が実施主体となって全国一律で発行するというところでございます。

小林委員 そうすると国が対象者を絞っているということか。

田中課長補佐 そのとおりです。国から経費を補助するに当たっての実施要領を示しておりますので、対象者は実施要領のとおりです。

松本委員 商品券の使用期間はどうか。

田中課長補佐 使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月25日までです。

松本委員 それが過ぎたら使えないということか。使い切れなかった商品券についての返金は可能なのか。

田中課長補佐 返金はできません。

松本委員 返金できない旨を広報するのか。

田中課長補佐 販売するときにお知らせします。また、使用期限が近くなりましたら市報やホームページを通じて広報する予定です。

宇田川次長 この事業を実施するに当たりましては、国から実施要領が示されております。これには返金には応じないことも記されています。

松本委員 これを準備するのにどれくらい期間が掛かるのか。

田中課長補佐 2月から準備しています。

玉真委員 1人25,000円の上限でプレミアム商品券を購入できるということでもいいのか。また、販売される場所はどうか。

田中課長補佐 20,000円で25,000円分の商品券を対象者1人につき1セットを買うことができます。販売場所は、野田商工会議所と関宿商工会、市内の郵便局にお声掛けをして、販売することで準備をしているところです。

玉真委員 市役所では売らないのか。

田中課長補佐 市役所でも期間を定めて、具体的には10月上旬に販売をするということで考えております。関宿支所については、関宿商工会がありますので、そちらで販売します。

宇田川次長 通常販売という形で常時販売するのが、野田商工会議所、関宿商工会、各地域の郵便局にお願いして販売するというところでございます。これにより市内全

域で購入していただけるということになります。これ以外に、販売開始直後については、殺到することが考えられますので、土日を含めて最初の1週間程度は、市役所にも臨時販売所を置いて、販売しようと考えています。今のところ市役所において常時販売することは考えていません。

須賀会長 商品券は、どこでも使用できるのか。

田中課長補佐 使用できる店舗は、これから募集いたします。国の実施要領においても、広く募集をすることとされており、ホームページにおいて募集することになるほか、前回27年度のプレミアム付商品券事業で取扱店となっていた約750店舗には、個別に協力をお願いしたいと考えております。

高橋委員 大変な事業だという感想をもった。DV避難者については、避難先に送るということでよいか。

田中課長補佐 そのとおりです。DV避難者からは申出をいただくことになります。

須賀会長 「公益上特に必要」ということがあるが、課税課に「対象者になるのかどうか」という問合せが殺到して、通常の課税事務に支障を及ぼすということが理由か。

田中課長補佐 それも理由のうちの一つです。また、それに付け加える形になりますが、消費税率の引上げが消費に与える影響を緩和するため全国一律で行う事業ですので、野田市だけがそのようなことで事務が滞ってしまう形を採ることができないということもあります。

小林委員 前回の事業で課税課に問合せが殺到したのでしょうか。

田中課長補佐 前回のプレミアム付商品券事業は、対象者を絞るものではありませんので、そういったことはありませんでした。

小林委員 非課税か、課税かを確認することはなかったということであったということか。と思うが、今回はそれを確認しようとする人で混乱が予想されるということか。

田中課長補佐 そのとおりです。

須賀会長 事務局としてはほかによろしいか。

高谷主査 実施機関から説明が足りなかったことを補足します。資料の6ページをご覧くださいと、課税課のデータ以外についても利用しますということを書いています。具体的に申しますと、市民課からは住民基本台帳の情報を収集します。これについては、「プレミアム付商品券事務」の登録簿には本人以外の収集先のところに記載していますが、市民課側の事務には、目的外利用の欄に記載はいたしません。これは住民基本台帳法第1条の目的のところに「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資すること」と規定されており、市の事務に住民基本台帳の情報を利用することは、目的内の利用

であると整理しているためです。同じように生活保護の情報については、生活保護及び支援給付の業務を適正に実施するために必要であることから、本来業務の範囲内と考えられることから、「生活保護法施行事務」において収集されている個人情報の目的内利用であるため、個人情報の取扱いに関する手続は不要と整理しております。このほか、10項目の個人情報について表のとおり整理しています。

玉真委員 課税データの利用に関して、送付までしてしまっているのか、というところで少し異議がある。2万5千人弱の利用予定者がいらっしゃるという中で、誤送・誤配のおそれというのが否定できないと思う。もし誤配されてしまった場合に、どういう人だか分かってしまう。また、2万5千人くらいの方が課税課に一気に殺到することは考えにくい。それで、行政の非効率が生じるのかというのは、正直に言うと不透明である。

田中課長補佐 まず、誤配があった場合につきましては、前回の「プレミアム付商品券」ではないのですが、前回「臨時福祉給付金」のときも同様に、対象者に申請書を送付するという作業をやらせていただいておりますが、そのときにも、誤配がないように十二分に注意をやらせていただいております。また、2万5千人の方が殺到するということは考えられないのではないかと、ということがございましたけれども、同じように対象者に申請書を送付した「臨時福祉給付金」のときでも、課税課の方には問合せが多かったということがあり、対象者に申請書を送付するということでなければ、更に混乱するのではないかと考えております。そうしたことも鑑みまして、今回は、このような形を採らせていただきたいということで、審議を依頼した次第でございます。

宇田川次長 補足させていただきます。今回課税課のデータを使ってお知らせをし、申請書を郵送するという話でございますけれども、まず、本人が対象であるかどうか分からないということを解消しなければならないということです。申請主義でございますので、申請が上がってこない限りは、引換券を出しませんし、権利を持っていてもそれも行使することができなくなってしまいます。まず、対象であることをお知らせしなければいけないという意味で申請書を郵送して、対象となっていることをお知らせするというのが必要だと思ひ、こうした措置を採りたいと考えています。

玉真委員 市役所の中で情報を管理されることについては、問題ないと思う。しかし具体的に外部に送付するということは、少し逸脱するのではないかと。

小林委員 私も玉真委員の意見を聴き、同じ懸念を持った。実際、誤配送によってあまり知られたくない情報が隣人に知られてしまい、嫌な思いをした方から経験談を聞いたことがある。確かに「非課税」という情報自体は、知られてもいいという方もいらっしゃると思うが、知られたくないという方もいらっしゃる可能性があって、誤配について懸念はある。特に公益上必要性があるかということ、本人にとってはどちらがいいのかという話で、「送付することによって自分の権利を行使する機

会を逸しなくて済むことになり、不利益がないのではないか」という考え方もあれば、逆にいうと「そのような大事な情報は誤配の可能性がある以上、送付まではしないでほしい」という考え方もあり、人によって違うと思う。

あとは、これは国の事業であるから、ほかの自治体の運用はどうなのか気になる。

田中課長補佐 近隣市も同様の取扱いとするということです。

須賀会長 具体的にはどこか。

田中課長補佐 流山市、柏市は現段階で同様に考えていると聞いております。

高谷主査 郵送は、郵便局にお願いするという事です。誤配がないようにするのは当たり前前で、誤配に対する懸念というものは、もちろんそれがある以上は、真摯に対応するべきだと言えばそうだと思いますが、仮にそうしたことが起きた場合、間違っって誤配されたものを開けられたら、という話をされますと、それはどんな郵便物でも同じではないかと思いますが、いかがでしょうか。

玉真委員 送付の方法を「本人限定受取郵便」にすればいいのではないか。その辺りの対応はどうなのか。

田中課長補佐 引換券の送付については、簡易書留により送付しますが、申請書の送付については、そうした対応をすることを考えていません。

小林委員 今、代替案の話が出たが、多少の誤配の懸念があるのであれば、もちろん予算の制約があるかと思うが、採れる方法を採用の方が、より安全だと思う。

須賀会長 ハガキではなく、封書なのだから、中身は見えないようになっていると思う。

玉真委員 国が実施に係る経費を全額補助すると書いてあるが、郵便料金も同様に国が負担するという事でいいか。

田中課長補佐 基本的には国が実施に係る経費を全額補助する形なのですが、申請書の送付については、書留等の取扱いにする必要がないとの国の指針があります。しかし、引換券については、本人の手に渡らないと怖いということで、簡易書留とする形で実施したいと考えております。

須賀会長 そうしましたら、今回の議論を総括して、申請書の郵送について、誤配のないよう、なお一層の配慮をすることをお願いした上で、審議依頼事項は承認するという事で異議はないか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上